

議案第 79 号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 68 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 工 事 名 大山田中学校 大規模改造工事（建築主体工事）
- 2 契 約 金 額 変更後 263,970,300円
変更前 248,270,000円
- 3 契約の相手方 伊賀市西明寺字中川原 485 番地の 2
山一建設株式会社
代表取締役 河野 康之

契約変更に関する調書

工 事 名	大山田中学校 大規模改造工事（建築主体工事）	
相 手 方	伊賀市西明寺字中川原 485 番地の 2 山一建設株式会社 代表取締役 河野 康之	
契 約 金 額	当 初	変 更 後
	248, 270, 000 円	263, 970, 300 円
当初契約年月日	令和 5 年 3 月 2 4 日	
変更後契約年月日	令和 5 年 5 月 1 9 日	
完 成 期 限	令和 5 年 1 2 月 1 8 日	
変 更 理 由	<p>令和 5 年 3 月改定の公共工事労務単価の上昇が大きかったことから、伊賀市建設工事標準請負契約約款第 64 条の規定により協議を行った結果、新労務単価に変更することとしたため。</p> <p>また、校舎棟において、普通教室及び廊下の天井下地材を既設木下地再利用としていたが、腐食度合いが進行しており、再利用が不可能であるため工法を変更する。</p> <p>屋内運動場においては、アリーナ部のフローリング床下地基礎となる束石を再利用としていたが、束石が地盤に固定されておらず、束石上部の大引きやフローリング材撤去に伴い束石が粉碎し再利用不可となるため工法を変更する。</p>	